

木造住宅関係

事業名	細目	補助事業者	事業主体	対象建物等	補助対象経費	補助率※	限度額※
わが家の専門家診断事業	派遣	—	市町	・昭和56年5月以前に建築された住宅 ・居住のために継続して利用するもの	耐震診断補強相談士を派遣し、耐震診断及び耐震相談を実施する経費	—	45,000円/戸
	補助	市町	所有者又は居住者	・昭和56年5月以前に建築された住宅 ・居住のために継続して利用するもの	耐震診断及び耐震相談を実施する経費	2/3	45,000円/戸
木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）	—	市町	所有者又は居住者	・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅 ・昭和56年5月以前に建築されたもの ・居住のために継続して利用するもの	補強計画を策定し、耐震改修する経費	耐震改修工事費の4/5	1,150,000円/戸
木造住宅の建替え・除却事業	—	市町	所有者又は居住者	・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅 ・昭和56年5月以前に建築されたもの	建替えまたは除却する経費	23%	978,600円/戸
木造住宅の移転事業	—	市町	所有者又は居住者	・昭和56年5月以前に建築された住宅 ・高齢者のみが居住する住宅等	耐震性のある住宅等へ住み替える経費	定額	100,000円/戸
木造住宅の簡易改修事業	—	市町	所有者又は居住者	・昭和56年5月以前に建築された住宅 ・居住のために継続して利用するもの ・上部構造評点が0.7未満	補強計画を策定し、簡易改修を実施する経費	4/5	850,000円/戸 （高齢者のみが居住する住宅等は950,000円/戸）
木造住宅の部分補強事業	—	市町	所有者又は居住者	・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅 ・昭和56年5月以前に建築されたもの ・居住のために継続して利用するもの	補強計画を策定し、部分補強を実施する経費	4/5	850,000円/戸 （高齢者のみが居住する住宅等は950,000円/戸）
木造住宅の外部改修事業	—	市町	所有者又は居住者	・昭和56年5月以前に建築された住宅 ・居住のために継続して利用するもの ・上部構造評点が0.7以上1.0未満	必要に応じ補強計画を策定し、外部改修を実施する経費	4/5	850,000円/戸 （高齢者のみが居住する住宅等は950,000円/戸）
耐震シェルター整備事業	—	市町	所有者又は居住者	・昭和56年5月以前に建築された住宅 ・居住のために継続して利用するもの	1階に耐震シェルターを整備する経費	2/3 （高齢者のみが居住する住宅等は5/6）	400,000円/戸 （高齢者のみが居住する住宅等は500,000円/戸）

事業名	細目	補助事業者	事業主体	対象建物等	補助対象経費	補助率※	限度額※
防災ベッド整備事業	—	市町	所有者又は居住者	・ 昭和56年5月以前に建築された住宅 ・ 居住のために継続して利用するもの	1階に防災ベッドを整備する経費	2/3 （高齢者のみが居住する住宅等は5/6）	400,000円/戸 （高齢者のみが居住する住宅等は500,000円/戸）

※限度額は、断りのない限り補助限度額を示します。

※補助率及び限度額は、県が想定する標準的な水準です。実際の率・額等については市町に御確認ください。

非木造住宅（マンションを含む）関係

事業名	細目	補助事業者	事業主体	対象建物等	補助対象経費	補助率※	限度額※
非木造住宅の耐震診断事業	—	市町	所有者又は居住者	・ 昭和56年5月以前に建築された住宅 ・ 居住のために継続して利用するもの	耐震診断する経費	2/3	診断費用の限度額 204,000円/戸等
非木造住宅の補強計画策定事業	—	市町	所有者又は居住者	・ 昭和56年5月以前に建築された住宅 ・ 居住のために継続して利用するもの	補強計画を策定する経費	2/3	策定費用の限度額 1,800,000円/戸等
非木造住宅の耐震化事業	—	市町	所有者又は居住者	・ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅 ・ 昭和56年5月以前に建築されたもの ・ 居住のために継続して利用するもの	耐震改修、建替え又は除却する経費	23% （マンションは1/3）	978,600円/戸等 （マンションは工事費の限度額 51,700円/㎡等）

※限度額は、断りのない限り補助限度額を示します。

※補助率及び限度額は、県が想定する標準的な水準です。実際の率・額等については市町に御確認ください。

建築物関係

事業名	細目	補助事業者	事業主体	対象建物等	補助対象経費	補助率※	限度額※
建築物の耐震診断事業	—	市町	所有者又は管理者	・ 昭和56年5月以前に建築された建築物 ・ 空家等を除く	耐震診断する経費	2/3	診断費用の限度額 4,580円/㎡等
建築物の補強計画策定事業	—	市町	所有者又は管理者	・ 昭和56年5月以前に建築された建築物 ・ 空家等を除く	補強計画を策定する経費	2/3	策定費用の限度額 3,000,000円/棟等

事業名	細目	補助事業者	事業主体	対象建物等	補助対象経費	補助率※	限度額※
建築物の耐震化事業	－	市町	所有者又は管理者	・災害時に重要な機能を果たす建築物又は災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物 ・延べ面積1,000㎡以上等 ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの ・昭和56年5月以前に建築されたもの ・空家等を除く	耐震改修、建替え又は除却する経費	23%	工事費の限度額 57,000円/㎡等
要緊急安全確認大規模建築物の耐震化事業	補強計画	市町	所有者又は管理者	・耐震改修促進法に定める要緊急安全確認大規模建築物	補強計画を策定する経費	5/6	策定費用の限度額 9,000,000円/棟等
	耐震改修	市町	所有者又は管理者	・耐震改修促進法に定める要緊急安全確認大規模建築物	耐震改修、建替え又は除却する経費	44.8%	工事費の限度額 57,000円/㎡等
要安全確認計画記載建築物の耐震化事業	補強計画	市町	所有者、居住者又は管理者	・耐震改修促進法に定める要安全確認計画記載建築物	補強計画を策定する経費	10/10	策定費用の限度額 3,000,000円/棟等
	耐震改修	市町	所有者、居住者又は管理者	・耐震改修促進法に定める要安全確認計画記載建築物	耐震改修、建替え又は除却する経費	4/5	工事費の限度額 57,000円/㎡等

※補助率及び限度額は、県が想定する標準的な水準です。実際の率・額等については市町に御確認ください。

その他

事業名	細目	補助事業者	事業主体	対象建物等	補助対象経費	補助率※	限度額※
屋根の耐風診断及び耐風改修事業	耐風診断	市町	所有者又は居住者	・建設省告示に定められる基準風速が32m/s以上の区域に存する建築物等	屋根を耐風診断する経費	2/3	診断費用の限度額 37,800円/棟
	耐風改修	市町	所有者又は居住者	・屋根ふき材の構造が建設省告示に適合しない屋根	屋根を耐風改修する経費	23%	工事費の限度額 30,000円/㎡等
ブロック塀等の安全確保事業（避難路沿道等）	耐震改修	市町	所有者、居住者又は管理者	・避難路沿道等に存するブロック塀等 ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの	ブロック塀等を耐震改修する経費	2/3	25,600円/m

事業名	細目	補助事業者	事業主体	対象建物等	補助対象経費	補助率※	限度額※
ブロック塀等の安全確保事業（避難路沿道等）	建替え	市町	所有者、居住者又は管理者	・避難路沿道等に存するブロック塀等 ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの ・フェンス等の安全な塀（組積造及び補強CB造の塀を除く。）に造り替えるもの	ブロック塀等を建て替える経費	2/3	38,920円/m
	除却	市町	所有者、居住者又は管理者	・避難路沿道等に存するブロック塀等 ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの	ブロック塀等を除却する経費	2/3	13,320円/m
危険なブロック塀等の除却事業	－	市町	所有者、居住者又は管理者	・地震発生時に倒壊し、道路通行人等の第三者に被害を与える可能性のある塀	ブロック塀等を除却する経費	1/2	9,200円/m
がけ地近接危険住宅移転事業	移転	市町	居住者	・がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に存する住宅	危険住宅を移転する経費	10/10（除却費） 利子補給（建物助成費）	国土交通省が定める標準的な除却工事費（除却費） 7,318,000円/戸（建物助成費）

※限度額は、断りのない限り補助限度額を示します。

※補助率及び限度額は、県が想定する標準的な水準です。実際の率・額等については市町に御確認ください。